

# 地域医療を守るためにご協力をお願いします

今、日本の地域医療、特に救急医療が、大きな危機に直面しています。

この原因については、さまざまな問題が指摘されていますが、その一つに「医療へのニーズの増大」があると言われています。全国的には、軽い症状でも、最寄りの開業医ではなく、二次・三次の救急医療機関（下図参照）に受診を希望する人が増えており、そのために、重症者に対して高度な医療を提供するはずの専門の医療機関が、機能不全に陥ってしまうケースが報じられています。

本市では、県と協力して、地域医療・救急医療体制の整備を進めています。このためには、医療機関を受診されるみなさんのご協力が必要です。どうかご理解をお願いします。

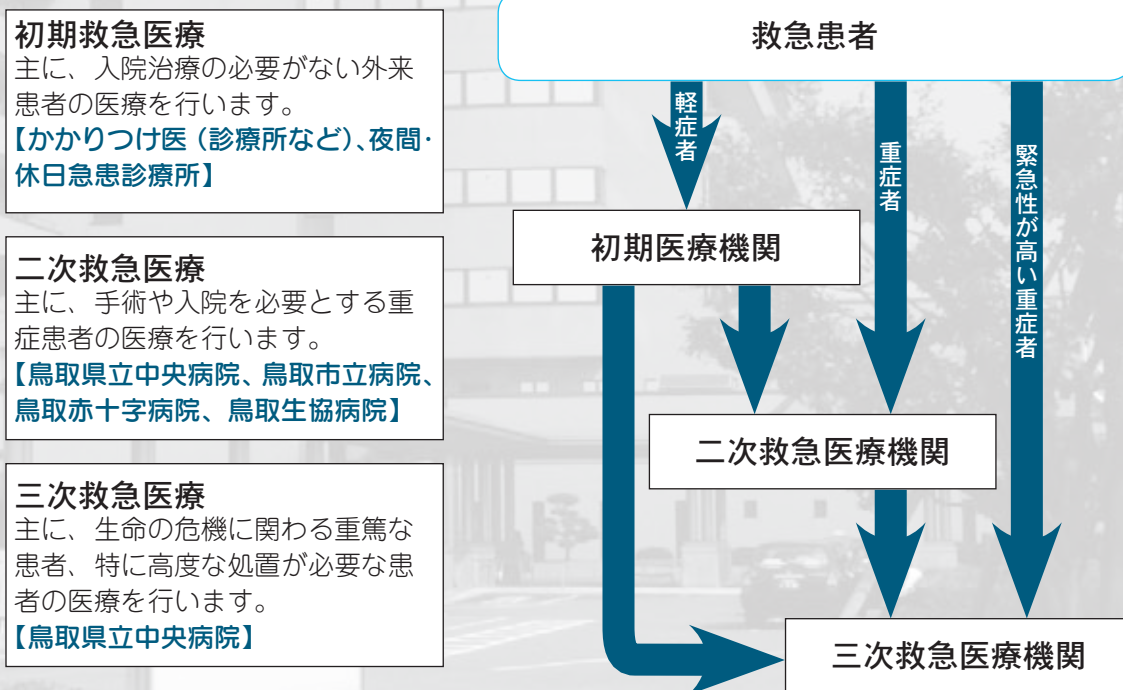
## 問い合わせ先

中央保健センター

TEL (0857) 20・3191

## ● 救急医療体制の役割と仕組み

夜間・休日を問わず発生する病気やけがに迅速・的確に対処するため、各医療機関は役割分担しています。症状に応じた受診をお願いします。



## ● かかりつけ医を持ちましょう

日ごろから最寄りの開業医をかかりつけ医として、ご自身や家族の健康状態や病気のことなどを相談しておきましょう。症状に合わせて適切な専門医を紹介してもらえます。治療の際には、夜間・休日の急変時の対応方法についても相談しておきましょう。

## ● おかしいと思ったら受診を

多くの病気は、たいていの場合、初期の症状は軽度です。忙しい、そのうち治るだろうと思い、我慢していると、症状はひどくなり、長引くこととなります。おかしいと思ったら、かかりつけ医を受診しましょう。

## ● “コンビニ受診” はやめましょう

「日中は忙しいので」「明日は用事がある」「すり傷をしてしまった」など、コンビニエンスストアに買い物に行くような気軽な気持ちで、夜間や休日に重症患者のための救急医療機関を利用する“コンビニ受診”が問題となっています。“コンビニ受診”は、生命に関わる重症患者の受診の機会を奪うことにつながります。また、医療機関を疲弊させる一因にもなります。絶対にやめましょう。

## ● 夜間や休日に急な病気やけがで受診したいときは

夜間や休日に、急な病気やけがで受診しなければならなくなったときは、以下の窓口をご利用ください。救急車をタクシー代わりに使うような安易な利用は、緊急を要する重症患者の搬送の妨げになるので、絶対にやめましょう。

小児の急患は、とっとり市報「病院」ページの「夜間・休日小児救急当番病院」をご覧ください。

急な病気やけがで受診したいときは…

### 夜間・休日急患診療所

休日や夜間に緊急に受診する際にご利用ください。

**診療科目** 内科、小児科、軽度の外傷

**診療時間** 19:00～22:00（毎日）  
（日祝は9:00～17:00も診療します）

**場 所** 東部医師会夜間・休日急患診療所  
（富安一丁目東部医師会館隣）

**問い合わせ先** 東部医師会 ☎（0857）22-2782



子どもの急な病気やけがで相談したいときは…

### とっとり子ども救急ダイヤル （鳥取県）

## #8000

携帯電話、プッシュ回線からおかけください。  
ダイヤル回線、IP 電話は 03-5772-0576 です。

休日や夜間に、子どもの急な病気やけがで、緊急に受診した方がいかにどうかなどの相談を受け付けます（診療は行わず、助言のみを行います）。

**相談時間** 平日 19:00～23:00  
土日祝・年末年始 9:00～23:00

**相談料金** 無料（電話代は利用者負担です）  
※東京都内につながります。

## 新設 鳥取市立病院 医師奨学金制度のご案内

将来市立病院で医師として勤務していただける人を対象に、奨学金制度を創設しました。平成21年4月から貸与を開始します。

### 【応募要件】

次の要件をすべて満たす人

- ①大学の医学を履修する課程に在学していること（自治医科大学・産業医科大学を除く）
- ②医師免許取得後、鳥取市立病院で初期臨床研修を行う意思があること
- ③将来鳥取市立病院に常勤医師として勤務する意思があること
- ④卒業後に勤務義務を課せられていないような同種類の奨学金・給与を受けていないこと（日本学生支援機構の奨学金など、将来の医師としての勤務に制約を設けていない奨学金制度との併給は可能です）

※出身地域、居住地域などの制限は設けていません。①～④の要件を満たせば、どなたでも申請できます。

### 【奨学金の額】

月額15万円（年額180万円）  
※入学年度の4月のみ、28万2千円（国立大学入学金標準額）を加算します。

### 【対象学年・募集人数】

平成21年度の新1年生～新6年生が対象、各学年2人を募集  
※平成22年度以降は、欠員がある場合を除き新1年生2人ずつの募集になります。

### 【返還を免除する条件】

市立病院で初期臨床研修を行い、その後一定の期間常勤医師として勤務した場合、奨学金の返還を全額免除します。

### 《返還免除の例》

- 6年間奨学金の貸与を受けた場合：初期臨床研修を市立病院で行い、その後5年間常勤医師として勤務すれば、返還を免除
- 3年間奨学金の貸与を受けた場合：初期臨床研修を市立病院で行い、その後2年間常勤医師として勤務すれば、返還を免除
- 1年間奨学金の貸与を受けた場合：初期臨床研修を市立病院で行えば、返還を免除

### 問い合わせ先

鳥取市立病院総務課  
☎（0857）37-1522  
✉ hp.tottori@hospital.tottori.tottori.jp  
tottori.jp